



な ん で や ね ん



発行責任者 倉橋 忠

No. 3 3

「ポツダム宣言」を読もう

ポツダム宣言受諾と2度の原子爆弾投下と、ソ連の侵攻

1945年7月26日、アメリカ・イギリス・中国が日本に対し、降伏を求めるポツダム宣言を発表した。しかし、当時の日本政府はすぐには受け入れず、同年8月6日に広島に原子爆弾が投下された。翌々日の8月8日には、ソ連が日ソ中立条約を破って満州・朝鮮、南サハリン、千島列島に侵攻してきた。その翌日の8月9日には、長崎に原子爆弾が再び投下され、8月14日、ついに日本の政府はポツダム宣言を受諾することを決定した。翌8月15日、昭和天皇の「玉音放送」が日本の敗戦を伝えた。

ポツダム宣言は、日本の軍民あわせて310万人の生命を奪った戦争の「到達点」だった。その後の日本の運命を定めた全13条の条文を自分の目で読んでみよう。

連合軍は、英語で日本政府に示した。

なお、この「なんでやねん」で示した英文の下訳文は、国会図書館が保管している当時の政府の翻訳文(縦書きの文)を、倉橋が平易な現代語にしたものである。

Potsdam Declaration

ポツダム宣言

Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender Issued, at Potsdam, July 26, 1945

1945年7月26日 「日本の降伏条件について発表する」ポツダムにおいて

(なお、政府の翻訳文は「米、英、支三国宣言 (1945年7月26日「ポツダム」に於て)」となっている)

1. We-the President of the United States, the President of the National Government of the Republic of China, and the Prime Minister of Great Britain, representing the hundreds of millions of our countrymen, have conferred and agree that Japan shall be given an opportunity to end this war.

1. われら(アメリカ)合衆国大統領、中華民国政府主席及び、
グレート・ブリテン国(イギリス)総理大臣は、われらの数億の国民を代表し、協議のうえ日本国に対して、今回の戦争を終結する機会を与えることに意見が一致した。

千九百四十五年七月二十六日
米、英、支三国宣言
(千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」に於て)
一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

2. The prodigious land, sea and air forces of the United States, the British Empire and of China, many times reinforced by their armies and air fleets from the west, are poised to strike the final blows upon Japan. This military power is sustained and inspired by the determination of all the Allied Nations to prosecute the war against Japan until she ceases to resist.

2. アメリカ合衆国、イギリス帝国及び、中華民国の巨大な陸、海、空軍は、西方より自国の陸軍及び、空軍に依る数倍の増強を受け、日本国に対し最終的な打撃を加える態勢を整えた。この軍力は、

日本国が抵抗を終止するにいたるまで、日本国に対し戦争を遂行するための一切の連合国の決意によって支持されていて、かつ鼓舞されているものである。

二、合衆国、英帝国及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自國ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本國ニ對シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本國力抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ對シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

3. The result of the futile and senseless German resistance to the might of the aroused free peoples of the world stands forth in awful clarity as an example to the people of Japan. The might that now converges on Japan is immeasurably greater than that which, when applied to the resisting Nazis, necessarily laid waste to the lands, the industry and the method of life of the whole German people. The full application of our military power, backed by our resolve, will mean the inevitable and complete destruction of the Japanese armed forces and just as inevitably the utter devastation of the Japanese homeland.

3. 蹶起(決起)する世界の自由な人民の力に対するドイツ国の無益かつ無意義な抵抗の結果は、日本国国民に対する先例を極めて明白に示すものである。現在、日本国に対し集結しつつある力は、抵抗するナチスに対し適用された、全ドイツ国人民の土地、産業及び、生活様式を必然的に荒廃させた力に比べ、計り知れないほど、さらに強大なものである。われらの決意に支持された、われらの軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避かつ完全な壊滅を意味すべく、また、必然的に日本国本土の完全な破壊を意味している。

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ對スル「ドイツ」國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本國國民ニ對スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本國ニ對シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ對シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」國人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ歸セシメタル力ニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本國軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本國本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ

4. The time has come for Japan to decide whether she will continue to be controlled by those selfwilled militaristic advisers whose unintelligent calculations have brought the Empire of Japan to the threshold of annihilation, or whether she will follow the path of reason.

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國力引續キ統御セラルヘキ力又ハ理性ノ経路ヲ日本國力履ムヘキカラ日本國力決意スヘキ時期ハ到来セリ

4. 無分別な打算により、日本帝国を滅亡の淵に 陥 れた、わがままな軍国主義的助言者により
日本国が引続き統御されるべきか、あるいは、理性の道を日本国が進むべきかを日本国が決意
すべき時期は到来した。

5. Following are our terms. We will not deviate from them. There are no alternatives. We shall brook no delay.

5. われらの 条件は次の通りである。われらは、次の条件より離脱すること
とはありえない。次に代る条件は存在しない。われらは、遅れることを認め
ない。

五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ
吾等ハ右条件ヨリ離脱スル
コトナカルヘシ右二代
ル条件存在セス吾等ハ
遅延ヲ認ムルヲ得ス

6. There must be eliminated for all time the authority and influence of those who have deceived

and misled the people of Japan into embarking on world conquest, for we insist that a new order of peace, security and justice will be impossible until irresponsible militarism is driven from the world.

6. われらは、無責任な軍国主義が世界より駆逐されるまでは、平和、安全及び、正義の新秩序が生まれることは不可能であると主張するものである。それゆえ、日本国国民をだまし、世界征服の挙に出た 誤りを犯させた者の権力及び、勢力は永久に除去されるべきである。

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義力世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序力生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

7. Until such a new order is established and until there is convincing proof that Japan's war-making power is destroyed, points in Japanese territory to be designated by the Allies shall be occupied to secure the achievement of the basic objectives we are here setting forth.

7. 前項のような新秩序が建設され、かつ、日本国の戦争遂行能力が破
砕されたことの確証があるように至るまでは、連合国の指定する日本
国領域内の諸地点は、われらのここに指示する基本的目的の達成を確保
するために占領されるべきである。

七、右ノ如キ新秩序力建設セラレ且日本
国ノ戦争遂行能力破砕セラレタル
コトノ確証アルニ至ルマテハ聯合國
ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点
ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ
達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ

8. The terms of the Cairo Declaration shall be carried out and Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku and such minor islands as we determine.

8. 「カイロ宣言」の条項は履行するようにしなければならない。また、日本国の主権は本州、北海道、九州及び、四国ならびにわれらの決定する諸小島に局限されるべきである。

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

9. The Japanese military forces, after being completely disarmed, shall be permitted to return to their homes with the opportunity to lead peaceful and productive lives.

9. 日本国軍隊は完全に武装を解除されたのちに、各自の家庭に復帰して平和的、かつ、生産的な生活を営む機会を与えられるべきである。

九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ

10. We do not intend that the Japanese shall be enslaved as a race or destroyed as a nation, but stern justice shall be meted out to all war criminals, including those who have visited cruelties upon our prisoners. The Japanese Government shall remove all obstacles to the revival and strengthening of democratic tendencies among the Japanese people. Freedom of speech, of religion, and of thought, as well as respect for the fundamental human rights shall be established.

10. われらは、日本人を民族として奴隷化しようとしたり、また、国民を滅亡させようとする意図をもつことはないけれども、われらの俘虜を虐待した者を含む一切の戦争犯罪人に対しては、厳重な処罰を加えられるべきである。日本国政府は、日本国国民の間において民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去するべきである。言論、宗教及び、思想の自由ならびに基本的人権の尊重は確立されなければならない。

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ

11. Japan shall be permitted to maintain such industries as will sustain her economy and permit the exaction of just reparations in kind, but not those which would enable her to rearm for war. To this end, access to, as distinguished from control of, raw materials shall be permitted. Eventual Japanese participation in world trade relations shall be permitted.

11. 日本国はその経済を支持し、かつ公正な実物賠償の取立を可能にさせるような産業を維持することを許されるべきである。ただし、日本国を戦争のために再軍備を可能にするような産業はこの限りではない。この目的のための原料の入手（その支配とは、これを区別する）を許可されるべきである。日本国は将来、世界貿易関係への参加を許されるべきである。

十一、日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムル力如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムル力如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ

12. The occupying forces of the Allies shall be withdrawn from Japan as soon as these objectives have been accomplished and there has been established in accordance with the freely expressed

will of the Japanese people a peacefully inclined and responsible government.

12. 前記の諸目的が達成されて、かつ、日本国国民の自由に表明する意思に従って平和的傾向をもち、かつ責任ある政府が樹立されたときには、連合国の占領軍はただちに日本国より撤収されるべきである。

十二、前記諸目的の達成せられ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府力樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

13. We call upon the government of Japan to proclaim now the unconditional surrender of all Japanese armed forces, and to provide proper and adequate assurances of their good faith in such action.

The alternative for Japan is prompt and utter destruction.

13. われらは日本国政府が、ただちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、かつ前項の行動において同政府の誠意が適当であり、かつ、十分な保障を提供することを同政府に対して要求する。これ以外の日本国の選択は迅速かつ完全な壊滅がまつだけである。

十三、吾等ハ日本国政府力直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

(The Ministry of Foreign Affairs "Nihon Gaiko Nenpyo

Narabini Shuyo Bunsho : 1840-1945" vol.2, 1966)

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966年刊)

国立国会図書館ホームページ<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html> より